

令和7年第4回沖縄県議会

(6月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

# 令和7年第4回沖縄県議会(6月定例会)

## ( 部 局 別 )

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	諮 問 (件)		
知事公室								
総務部	1	3		3			7	
企画部		1					1	
環境部			1				1	
生活福祉部		1					1	
子ども未来部								
保健医療介護部			1				1	
農林水産部								
商工労働部								
文化観光 スポーツ部								
土木建築部		1 (1)	4				5 (1)	
企業局								
病院事業局								
教育委員会								
公安委員会								
合 計	1	6 (1)	6	3			16 (1)	

※ ( )内は先議案件であり、内数。

## 令和7年第4回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和7年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)	総務部	
乙 1	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	★
乙 4	条例	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	企画部	★
乙 5	条例	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	生活福祉部	★
乙 6	条例	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	先議
乙 7	議決	財産の取得について	環境部	
乙 8	議決	土地の処分について	保健医療介護部	
乙 9	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	★
乙 10	議決	歩行者負傷事故に関する和解等について	土木建築部	★
乙 11	議決	損害賠償の額の決定について	土木建築部	
乙 12	議決	都市公園を設置すべき区域の決定について	土木建築部	
乙 13	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	
乙 14	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	
乙 15	同意	沖縄県公害審査会委員の任命について	総務部	

令和7年第4回沖縄県議会

(6月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

## 令和7年第4回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	2
乙 2	条例	沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 3	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 4	条例	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	企画部	5
乙 5	条例	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	生活福祉部	6
乙 6	条例	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	7
乙 7	議決	財産の取得について	環境部	8
乙 8	議決	土地の処分について	保健医療介護部	9
乙 9	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	10
乙 10	議決	歩行者負傷事故に関する和解等について	土木建築部	11
乙 11	議決	損害賠償の額の決定について	土木建築部	12
乙 12	議決	都市公園を設置すべき区域の決定について	土木建築部	13
乙 13	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	14
乙 14	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	15
乙 15	同意	沖縄県公害審査会委員の任命について	総務部	16

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して任命権者が講ずべき措置を定める等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して任命権者が講ずべき措置等を定める。
- 2 その他、所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

## 【説明】

### 1 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向確認等

任命権者は、職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関して、次の事項を講じなければならない。

#### 講じなければならない事項

- ①出生時又は育児期における仕事と育児との両立に資する制度等（育児短時間勤務、早出遅出勤務、休憩時間の変更等）の周知
- ②①の請求等に関する意向の確認
- ③職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業・終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整等）に関する意向の確認

※上記については、各任命権者において、子育てに関する休暇制度や子育てを応援する給付制度等の周知を行っているほか、人事異動における自己申告において、勤務場所の希望等を確認しているところ。

### 2 聴取した職員の意向についての配慮

任命権者は、1で聴取した職員の仕事と育児の両立に関する意向について、配慮しなければならない。

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

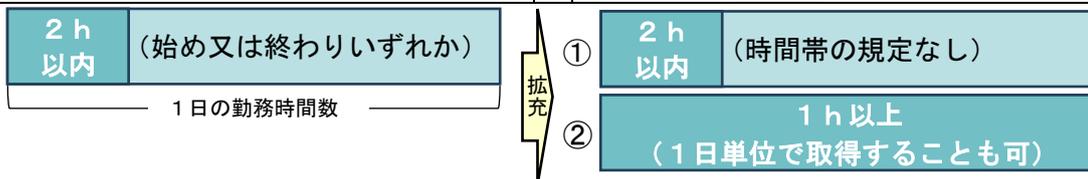
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 部分休業をすることができない職員の要件を改める。
- 2 現行の部分休業を第1号部分休業とし、新設する1年につき10日相当を超えない範囲内で職員が請求する部分休業を第2号部分休業とする。
- 3 第1号又は第2号部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 4 選択した部分休業の形態を変更することができる場合の特別の事情を定める。
- 5 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

## 【説明】 下線部分が主な改正箇所

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
○部分休業	①第1号部分休業
範囲： <u>勤務時間の始め又は終わりの2時間以内/日</u> （非常勤職員は1日の勤務時間数から5時間45分を減じた時間数の内）	範囲：2時間以内/日（非常勤職員は1日の勤務時間数から5時間45分を減じた時間数の内）
取得単位：30分	取得単位：30分
—	②第2号部分休業
	範囲： <u>77時間30分/年</u> （非常勤職員は1日の勤務時間数に10を乗じた時間）
	取得単位： <u>1時間</u>



職員は、①②のいずれかを選択して取得可能（特別の事情（配偶者の入院等）があれば変更可能）

## ○部分休業を取得することができない職員

	（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
職員	・ 育児短時間勤務職員	・ 育児短時間勤務職員
非常勤職員	・ 勤務日数が週3日以上、 <u>1日あたり勤務時間数が6時間15分以上でない職員等</u>	・ 勤務日数が週3日以上でない職員等※

※なお、改正後も1日あたり勤務時間数が6時間15分以上でない職員は、①を取得できない。

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税における所得控除として特定親族特別控除を加えるほか、加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例を定める等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 法人県民税の納税義務者について、マンション建替組合をマンション再生組合に、マンション敷地売却組合をマンション等売却組合に改め、マンション除却組合を追加し、当該組合も収益事業課税の対象とする。(令和8年4月1日施行)
- 2 個人の県民税について総所得金額等から控除するものとして特定親族特別控除を加える。(令和8年1月1日施行)
- 3 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例を規定する。(令和8年4月1日施行)
- 4 その他所要の改正を行う。(公布の日施行)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

## 【説明】

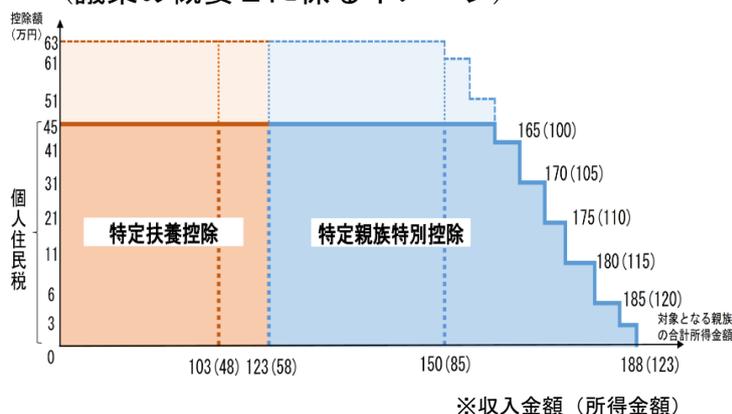
(議案の概要1に係るイメージ)

法人県民税の非課税規定に係る規定の整備

- 〇 マンション建替組合 → マンション再生組合(改組)
- マンション敷地売却組合 → マンション等売却組合(改組)
- マンション除却組合(創設)

※マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正が前提

(議案の概要2に係るイメージ)



(議案の概要3に係るイメージ)

紙巻きたばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から紙巻きたばこ同等の課税方式に見直す。

		現行の換算方法 (重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算する方式)	改正後の換算方法 (重量のみで換算する方式)	
現行		現行の換算本数		
改正案	第1段階 (令和8年4月1日～)	現行の換算本数×0.5	+	新換算本数×0.5
	第2段階 (令和8年10月1日～)	-		新換算本数

# 提出議案の概要

【企画部】

## 【議案名】

乙第4号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

公職選挙法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 公職選挙法施行令の改正を踏まえ、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる。
- 2 公職選挙法の改正に伴い、公費負担の対象となる選挙運動用ポスターの定義を改める。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。ただし、選挙運動用ポスターの定義に係る改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

## 【説明】

- 1 公職選挙法施行令に規定する選挙運動の公費負担の限度額については、物価の変動等を考慮し、3年に一度見直しを行うことが例とされている。
- 2 最近における物価の変動等に鑑み、令和7年6月に、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成等に係る公費負担の限度額が引き上げられた。
- 3 地方選挙における選挙運動に係る公費負担については、公職選挙法の規定により、国政選挙における選挙運動の公費負担制度に準じて行うこととされていることから、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動についても、公費負担の限度額を引き上げる必要がある。
- 4 選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的として、公職選挙法の一部を改正する法律により、個人演説会告知用ポスターが廃止されることから、公費負担の対象となる選挙運動用ポスターの定義を改める必要がある。

### 選挙運動費用の公費負担限度額の改正

種類	区分	改正単価	現行単価	
ビラ	50,000枚以下の場合 一枚当たり	8円 38 銭	7円 73 銭	
	50,000枚を超える場合 一枚当たり	5円 62 銭	5円 18 銭	
ポスター	印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合 一枚当たり	586円 88 銭	541円 31 銭
		選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合 一枚当たり	30円 73 銭	28円 35 銭

# 提出議案の概要

【生活福祉部】

## 【議案名】

乙第5号議案 沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

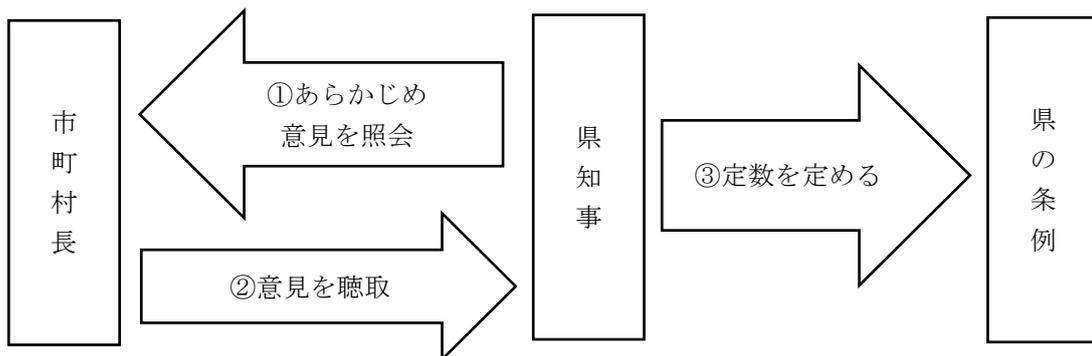
市町村長から聴取した意見を踏まえ、市町村の実情に応じた民生委員の定数とする必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 令和7年12月1日の民生委員の一斉改選を行うに当たって、現行の定数について市町村から意見を聴取したところ、7市町村から定数変更の意見があったことから、名護市、大宜味村、恩納村、宜野座村、北谷町、北中城村及び竹富町の区域に置かれる民生委員の定数を改める。
- 2 条例の施行期日：令和7年12月1日

## 【説明】

○民生委員の定数決定の仕組み



○定数の新旧対照表

市町村名	現行定数	改正案	増減数
名護市	109	111	2
大宜味村	19	20	1
恩納村	20	18	-2
宜野座村	12	13	1
北谷町	48	50	2
北中城村	32	38	6
竹富町	18	19	1
合計			11

# 提出議案の概要

【土木建築部】

## 【議案名】

乙第6号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

新石垣空港が供用開始され、相当の期間が経過したことから、名称を石垣空港に改める必要がある。

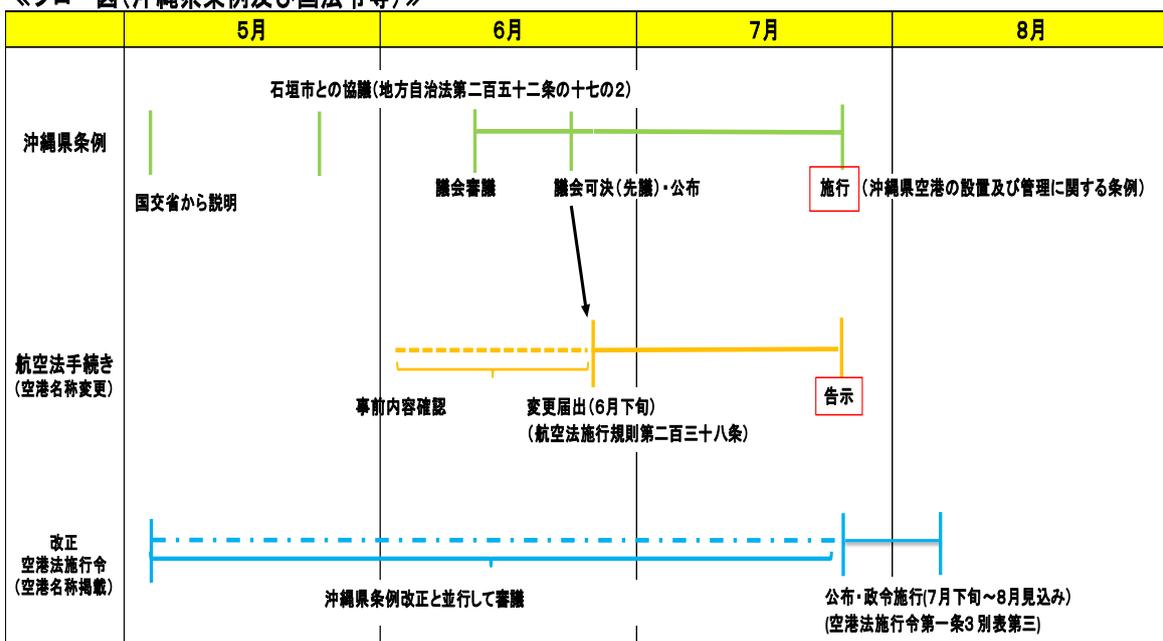
## 【議案の概要】

条例第2条、第3条、第5条、第20条及び第23条において、空港名を新石垣空港から石垣空港に改める。

## 【説明】

- 1 空港の名称や位置については、空港法第5条第2項に基づき、空港法施行令の中で明らかにするものとされている。
- 2 供用中の空港を移転させ、新たに建設する場合において、一定の期間、現に存する空港と新たに設置する空港が併存するため、これらを区別することを目的に、新たな空港の名称を「新××空港」として加えることとされている。
- 3 新石垣空港は平成25年3月に供用が開始され、旧石垣空港の供用が廃止されてから一定の期間が経過したことから、「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める必要がある。
- 4 今回、国の空港法施行令の改正とあわせて、県条例を改正する。
- 5 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 《フロー図(沖縄県条例及び国法令等)》



# 提出議案の概要

【環境部】

## 【議案名】

乙第7号議案 財産の取得について

## 【議案提出の理由】

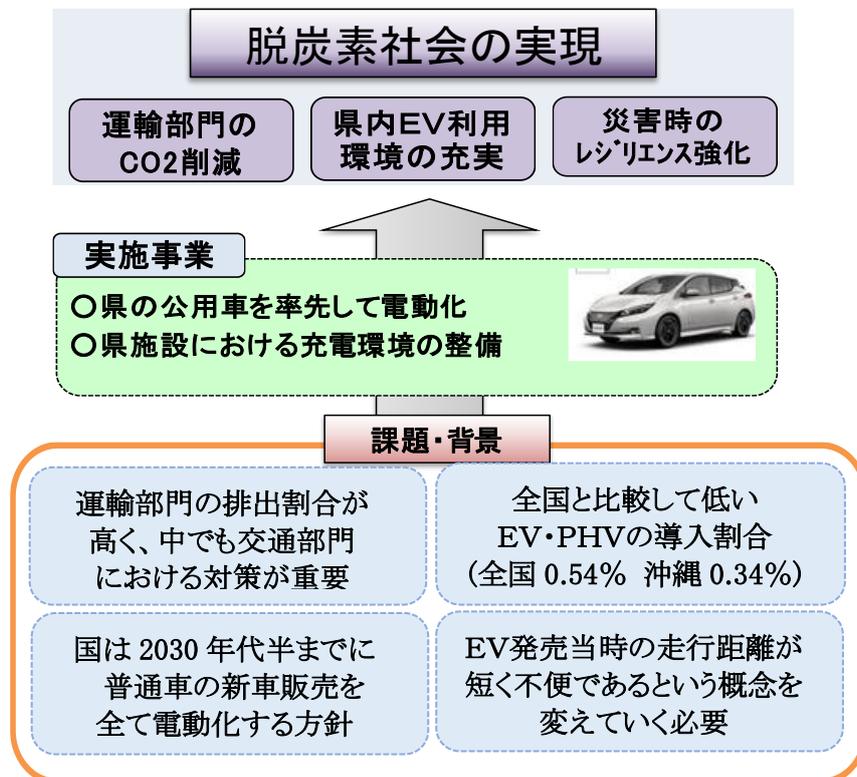
沖縄県庁舎ほか7か所に配車するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

- 1 品 名 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 数 量 19台
- 3 契約金額 99,364,708円
- 4 契約の相手方 琉球三菱自動車販売株式会社 代表取締役 山本 浩章

## 【説明】

- 1 県では、政府の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの動きや、SDGsの実現に向けて、本県の公用車を率先してEV・PHVに転換し、電動化に向けた基盤整備を図る「電動車転換促進事業」を実施している。
- 2 令和7年度に購入するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）19台の予定価格が7千万円を超えるため、契約の締結に当たり議決を要するものである。



## 提出議案の概要

【保健医療介護部】

### 【議案名】

乙第8号議案 土地の処分について

### 【議案提出の理由】

当該土地を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 所在地 名護市大北一丁目 4124 番 2 ほか 56 筆
- 2 処分面積 105,584.74 平方メートル
- 3 処分予定価格 9 億 5,625 万 1,300 円
- 4 相手方 名護市大南一丁目 13 番 11 号  
沖縄県北部医療組合副管理者 池田竹州

### 【説明】

- 1 県は、北部医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意」（令和2年7月28日）に基づき、県立北部病院と北部地区医師会病院の2つの急性期病院を統合し、公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」という。）の整備を推進している。
- 2 北部医療センターの建設予定地は、旧県立農業大学校用地（名護市大北1丁目）とすることが「公立沖縄北部医療センター整備基本計画」（令和4年3月）に位置付けられており、同計画に基づき、北部医療センターの設置主体である沖縄県北部医療組合（県及び北部12市町村を構成団体とする一部事務組合）に売り払う。
- 3 売り払いに当たっては、沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1号の「国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するためこれらのものに譲渡するとき」に該当することから、資材価格高騰に伴う北部医療センター整備費用の上昇に対応するための支援として時価相当額から50%減額し、譲渡する。



## 提出議案の概要

【土木建築部】

### 【議案名】

乙第9号議案 車両損傷事故に関する和解等について

### 【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 事故名 県道浦添西原線上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年5月26日
- 3 事故発生場所 浦添市前田一丁目9番7号先県道浦添西原線上
- 4 損害賠償額 9,274円

### 【説明】

- 1 令和6年5月26日午前5時4分頃、浦添市前田一丁目9番7号先県道浦添西原線上に生じた道路のくぼみによって、走行中の車両を損傷した。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に9,274円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝6：4
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



## 提出議案の概要

【土木建築部】

### 【議案名】

乙第10号議案 歩行者負傷事故に関する和解等について

### 【議案提出の理由】

歩行者負傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

### 【議案の概要】

- 1 事故名 国道449号の道路改良事業の事業区間における歩行者負傷事故
- 2 事故発生年月日 令和5年5月26日
- 3 事故発生場所 本部町字大浜880番地4先国道449号
- 4 損害賠償額 1,462,652円

### 【説明】

- 1 県は、国道449号において道路改良事業を実施しており、歩行者の安全を図るためカラーコーン等により歩行経路を確保していた。
- 2 令和5年5月26日午前10時頃、歩行者が当該カラーコーン等による経路を誤認し、異なる場所を歩行して本部町字大浜880番地4先の側溝において転倒した。
- 3 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、歩行者及び沖縄県後期高齢者医療広域連合に対し1,462,652円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 4 過失割合 県：相手方＝5：5
- 5 位置図及び現場写真



# 提出議案の概要

【土木建築部】

## 【議案名】

乙第 11 号議案 損害賠償の額の決定について

## 【議案提出の理由】

流域下水道事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項並びに地方公営企業法第 40 条第 2 項及び沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

- 1 事 故 名 流域下水道事業により設置した下水道管が閉塞したことにより、公共下水道から汚水を溢水させた事故
- 2 事故発生年月日 令和 2 年 9 月 3 日
- 3 事故発生場所 那覇市字曙 2 丁目 10 番 1 号先臨港道路港湾 2 号線下
- 4 損害賠償金 2,304,120 円

## 【説明】

- 1 令和 2 年 9 月 3 日、県が所有する安謝幹線が破損・閉塞し、接続する那覇市公共下水道から下水が地上へ溢水する事故が発生。
- 2 事故同日から翌日にかけて、県及び那覇市は事故対応を実施。
- 3 那覇市より事故対応で支出した費用について県に請求があり、県・市で協議を重ねたが進展がなく、令和 5 年 12 月 21 日に那覇市が県を被告として提訴。
- 4 令和 6 年に 4 回の弁論準備手続きを経て、令和 7 年 3 月 24 日に裁判所から和解勧告があったことから、損害賠償の額について議会へ上程する。

位置図



# 提出議案の概要

【土木建築部】

## 【議案名】

乙第 12 号議案 都市公園を設置すべき区域の決定について

## 【議案提出の理由】

都市公園を設置すべき区域を定めるためには、都市公園法第 33 条第 5 項の規定により議会の議決を必要とする。

## 【議案の概要】

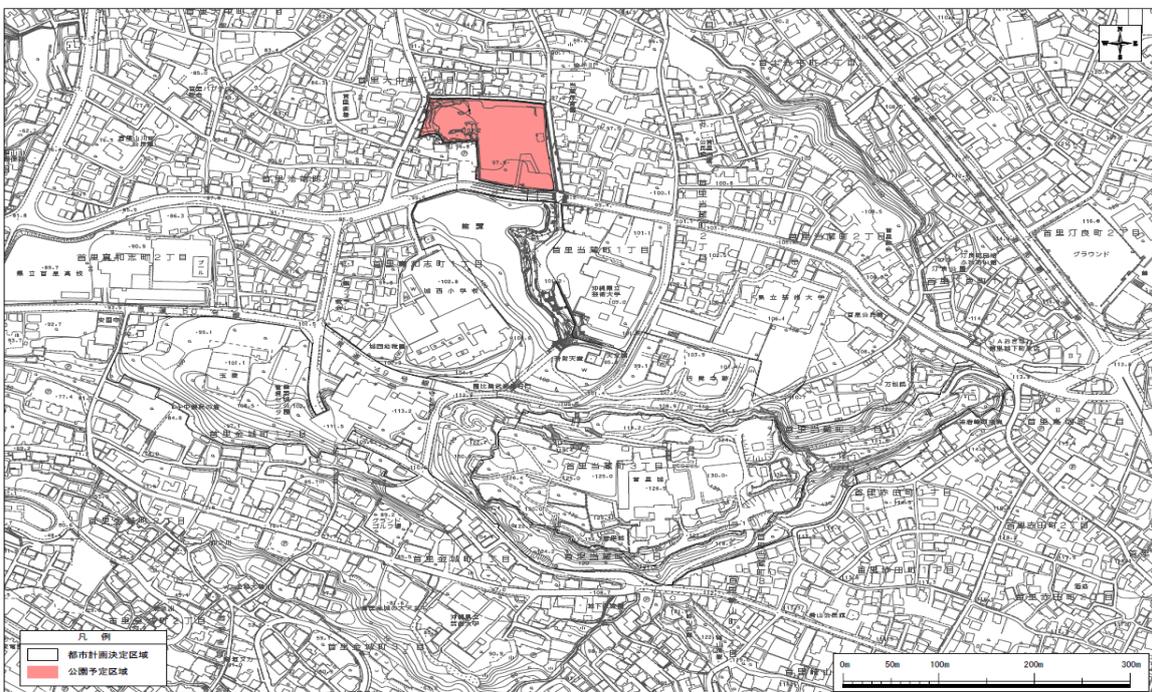
- 1 首里城公園において、中城御殿の整備を進めている。
- 2 中城御殿整備にあたって、那覇市による展示施設等の設置が予定されている。
- 3 公園管理者以外の者が、公園施設を設置・管理するためには、都市公園法に基づく許可が必要となることから、当該区域を公園予定区域として位置づけることで、都市公園法に基づく許可を可能とし、管理の適正を図る。

## 【説明】

### 1 展示施設の概要

主な展示予定資料として、火災前に首里城城郭内で展示・収蔵していた美術工芸品や那覇市が所有する国宝琉球国王尚家関係資料、中城御殿や首里城公園に関連する出土遺物などの展示を予定している。

### 2 区域図



## 提出議案の概要

【総務部】

### 【議案名】

乙第 13 号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

### 【議案提出の理由】

収用委員会委員 2 人が令和 7 年 7 月 24 日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

### 【議案の概要】

収用委員会委員は、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

### 【説明】

#### 1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者（公共事業の施行者）の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

#### 2 沖縄県収用委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
平良 卓也（会長）	R06.08.01 ～ R09.07.31	
大城 直哉（会長代理）	R06.08.01 ～ R09.07.31	
高良 祐之（会長代理）	R05.07.29 ～ R08.07.28	
平敷 卓	R06.10.27 ～ R09.10.26	
西端 裕子	R04.07.25 ～ R07.07.24	任期満了
高橋 大地	R04.07.25 ～ R07.07.24	任期満了
仲里 豪	R05.07.29 ～ R08.07.28	
竹内 優志（予備委員）	R06.08.01 ～ R09.07.31	
大城 真也（予備委員）	R05.07.29 ～ R08.07.28	

#### 3 委員の活動状況について（令和 6 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 2回
- (3) 公開審理・・・・・・・・・・ 9回
- (4) 現地調査・・・・・・・・・・ 7回
- (5) その他（検討部会等） 78回

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第 14 号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

## 【議案提出の理由】

公安委員会委員 1 人が令和 7 年 7 月 24 日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第 39 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

## 【議案の概要】

公安委員会委員は、警察法第 39 条第 1 項の規定により、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命する。

## 【説明】

### 1 沖縄県公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、委員 3 人により構成されており、警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。

公安委員会の事務は警察の管理のほか、法令の規定に基づいて、自動車運転免許や風俗営業に関する行政処分、銃砲刀剣類所持等の許可やその取消し、交通規制、ストーカーに対する禁止命令等がある。

### 2 沖縄県公安委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
當間 秀史	R04.07.25 ～ R07.07.24	任期満了
阿波連 光（委員長）	R05.07.29 ～ R08.07.28	
嘉手苺 英子	R06.08.01 ～ R09.07.31	

### 3 委員の活動状況について（令和 6 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・ 34回
- (2) 県議会出席・・・・ 7回
- (3) 式典参加・・・・ 14回
- (4) 県外出張・・・・ 2回
- (5) その他（視察等）・ 37回

## 提出議案の概要

【総務部】

### 【議案名】

乙第 15 号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について

### 【議案提出の理由】

公害審査会委員 11 人が令和 7 年 8 月 8 日に任期満了するので、その後任を任命するため、公害紛争処理法第 16 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

### 【議案の概要】

公害審査会委員は、公害紛争処理法第 16 条第 1 項の規定により、人格が高潔で識見の高い者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

### 【説明】

#### 1 沖縄県公害審査会の役割

- (1) 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと。
- (2) 調停または仲裁で定められた義務の履行に関する勧告を行うこと。
- (3) 調停及び仲裁を行うにあたり、関係機関の行政の長に対し、資料の提出等の協力を求めること。
- (4) 知事に対し、所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べること。

#### 2 沖縄県公害審査会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
安里 英治	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
神谷 大介	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
笹澤 吉明	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
藤田 陽子	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
山岡 明奈	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
赤嶺 朝子	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
釜井 景介（会長）	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
小林 郁子	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
宮里 達也	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
鈴鹿 玲子	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了
永吉 ルリ子	R4. 08. 09～R7. 08. 08	任期満了

#### 3 委員の活動状況について（令和 4 年 8 月～令和 7 年 3 月）

- (1) 公害審査会 3 回（うち R 6 年度 1 回）（全委員）
- (2) 調停委員会 2 回（うち R 6 年度 0 回）（案件ごとに選ばれた 3 委員）
- (3) 調停期日 7 回（うち R 6 年度 2 回）（案件ごとに選ばれた 3 委員）

令和 7 年度  
一般会計補正予算（第 1 号）（案）  
説明資料

1	一般会計補正予算（第 1 号）（案）の概要	2 頁
2	歳入歳出総括	3 頁
3	歳入歳出財源内訳	4 頁
4	部局別総括	5 頁
5	補正予算事業	6 頁

令和 7 年 6 月  
総務部財政課

# 一般会計補正予算(第1号)(案)の概要

## 1 補正予算の考え方

国の令和7年度予算成立に伴い追加措置された事業及び国の令和6年度補正予算で措置された経済対策関連事業について、補正予算を編成する。

## 2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計(第1号)】	1,888,623	
1 国の令和7年度予算成立に伴い追加措置された事業	1,012,345	
2 国の令和6年度補正予算で措置された経済対策関連事業	876,278	

# 歳入歳出総括

(単位：千円)

## (1) 歳入

既決予算額 889,360,000

今回補正額 1,888,623

(内 訳)

国庫支出金	1,594,674
繰入金	13,449
県債	280,500

改予算額 891,248,623

## (2) 歳出

既決予算額 889,360,000

今回補正額 1,888,623

(内 訳)

義務的経費	545,775
扶助費	545,775
投資的経費	465,878
普通建設事業費	465,878
補助事業費	340,455
単独事業費	125,423
その他の経費	876,970
物件費	3,777
補助費等	873,193

改予算額 891,248,623

## 歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国庫支出金	1,594,674	1,594,674			
繰入金	13,449				13,449
県 債	280,500		280,500		
歳入合計	1,888,623	1,594,674	280,500		13,449
(歳 出)					
義務的経費	545,775	545,775			
扶 助 費	545,775	545,775			
投資的経費	465,878	171,929	280,500		13,449
普通建設事業費	465,878	171,929	280,500		13,449
補助事業費	340,455	171,929	168,200		326
単 独 事 業 費	125,423		112,300		13,123
その他の経費	876,970	876,970			
物 件 費	3,777	3,777			
補 助 費 等	873,193	873,193			
歳出合計	1,888,623	1,594,674	280,500		13,449

### 【参考】令和7年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	6月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		6月補正後 見込額 d(a-b+c)
	取崩 b	積立 c		
財政調整基金	12,902,401	13,449	0	12,888,952

# 部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
総 務 部	182,148,669	462,793	462,793			
保 健 医 療 介 護 部	108,740,173	410,400	410,400			
教 育 委 員 会	185,952,141	1,015,430	721,481	280,500		13,449
合 計	889,360,000	1,888,623	1,594,674	280,500		13,449

※一般会計補正予算(第1号)の計上がある部局のみ掲載

# 一般会計補正予算（第1号）事業

## 1 国の令和7年度予算成立に伴い追加措置された事業

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	高等学校等就学支援金事業	462,793	<p>私立高等学校等に通う生徒に対し、授業料に充当するための就学支援金等を支給するための経費</p> <p>【予算】 補正前 4,140,862千円 → 補正後 4,603,655千円</p> <p>【内訳】 交付金 462,793千円</p> <p>【内容】 高等学校等就学支援金の支援対象世帯拡充（年収約910万円以上世帯）に伴う増額補正</p> <p>【事業対象等】 対象者（見込み）3,936人に対して、年額118,800円等の支援等</p>	総務部 （総務私学課）
2	就学支援金等支出事業	545,775	<p>県立高等学校に通う生徒に対し、授業料に充当するための就学支援金等を支給するための経費</p> <p>【予算】 補正前 4,074,729千円 → 補正後 4,620,504千円</p> <p>【内訳】 扶助費 545,775千円</p> <p>【内容】 高等学校等就学支援金の支援対象世帯拡充（年収約910万円以上世帯）に伴う増額補正</p> <p>【事業対象等】 対象者（見込み）5,036人に対して、年額118,800円等の支援</p>	教育委員会 （教育支援課）
3	全日制高等学校一般管理運営費	3,524	<p>県立高等学校全日制課程の管理運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 2,899,171千円 → 補正後 2,902,695千円</p> <p>【内訳】 需用費 2,866千円、役務費 658千円</p> <p>【内容】 高等学校等就学支援金の支援対象世帯拡充（年収約910万円以上世帯）に伴い必要となる事務費の増額補正</p> <p>【事業対象等】 就学支援金（臨時支援）の支給に係る事務費</p>	教育委員会 （教育支援課）
4	通信制高等学校一般管理運営費	253	<p>県立高等学校通信制課程の管理運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 20,059千円 → 補正後 20,312千円</p> <p>【内訳】 需用費 206千円、役務費 47千円</p> <p>【内容】 高等学校等就学支援金の支援対象世帯拡充（年収約910万円以上世帯）に伴い必要となる事務費の増額補正</p> <p>【事業対象等】 就学支援金（臨時支援）の支給に係る事務費</p>	教育委員会 （教育支援課）

2 国の令和6年度補正予算で措置された経済対策関連事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	病床数適正化支援事業	410,400	<p>患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 410,400千円</p> <p>【内訳】 補助金 410,400千円</p> <p>【内容】 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を支援するための補正</p> <p>【事業対象等】 対象期間内に病床数の削減を行う病院又は診療所：12医療機関 ※対象期間：令和6年12月17日～令和7年9月30日 ※補助単価：削減した病床1床につき4,104千円 ※削減予定：100床</p>	保健医療介護部 (医療政策課)
2	学校施設整備補助事業費(特例交付金)	280,000	<p>避難所に指定された高等学校体育館の屋根の断熱性確保工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 280,000千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 280,000千円</p> <p>【内容】 災害時には避難所として活用される学校体育館について、避難所機能を強化する必要があることから、国の令和6年度補正予算により創設された空調設備整備臨時特例交付金を活用し、空調設備整備に必要な関連工事(断熱性能の確保)を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 避難所に指定されている県立高等学校4校 ※対象事業費の上限：1校当たり70,000千円</p>	教育委員会 (施設課)
3	学校施設整備補助事業費(特例交付金・超過負担)	125,423	<p>避難所に指定された高等学校体育館の屋根の断熱性確保工事に要する経費(超過負担分)</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 125,423千円</p> <p>【内訳】 委託料 4,440千円、工事請負費 120,983千円</p> <p>【内容】 災害時には避難所として活用される学校体育館について、避難所機能を強化する必要があることから、国の令和6年度補正予算により創設された空調設備整備臨時特例交付金を活用し、空調設備整備に必要な関連工事(断熱性能の確保)を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 避難所に指定されている県立高等学校4校 ※対象事業費の上限：1校当たり70,000千円 ※上限額を上回る事業費(超過負担)に係る経費</p>	教育委員会 (施設課)

## 2 国の令和6年度補正予算で措置された経済対策関連事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	施設整備補助事業費 (特例交付金)	60,455	<p>避難所に指定された特別支援学校体育館の屋根の断熱性確保工事に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 60,455千円</p> <p>【内訳】 委託料 1,110千円、工事請負費 59,345千円</p> <p>【内容】 災害時には避難所として活用される学校体育館について、避難所機能を強化する必要があることから、国の令和6年度補正予算により創設された空調設備整備臨時特例交付金を活用し、空調設備整備に必要な関連工事（断熱性能の確保）を行うための補正</p> <p>【事業対象等】 避難所に指定されている特別支援学校 1校 ※対象事業費の上限：1校当たり70,000千円</p>	教育委員会 (施設課)

(案)

総財第 号

令和7年6月 日

沖縄県議会議長 宛て

沖縄県知事 玉城 康裕

## 議案の撤回について

令和7年2月12日に提出した下記の議案を撤回したいので、沖縄県議会規則第19条の規定により承認を求めます。

## 記

令和7年第1回沖縄県議会（定例会）乙第19号議案  
沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

理由： 当該議案は、与那原マリーナ、宜野湾港マリーナの使用料の改定及び与那原マリーナにおける海上係留9メートル未満の使用料の設定を行うものであるが、使用料の改定については、本会議及び委員会において「利用者の更なる理解を求めること」等の指摘を受け継続審議となっている。

使用料の額の改定に向け、利用者の理解を得られるよう対話を努めているが、これらの調整に時間を要しているため当該議案を撤回することとした。

なお、与那原マリーナの使用料未設定部分に関しては、早急に徴収根拠を定める必要があるため、今後所要の手続きを経たうえで、条例改正案を追加提案する予定である。

## 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例の撤回について

### 1 議案名

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（令和7年第1回議会乙第19号）

### 2 事案の概要

- (1) 当該議案は、与那原マリーナ、宜野湾港マリーナの使用料の改定及び与那原マリーナにおける海上係留9メートル未満の使用料の設定を行うものである
- (2) 本会議及び委員会において「利用者の更なる理解を求めること」等の指摘を受け与野党全会一致で継続審議となった。
- (3) 議会の理解を得て改正するため、利用者との対話を行い、9月議会での使用料の改正を目指す。（施行：令和8年4月1日）
- (4) 一方、与那原マリーナで使用料誤徴収の原因となった部分（海上係留9m未満については）、6月議会でこの部分だけ改正する条例案を提案する。この場合、いったん条例案の撤回をする必要がある。

### 3 議案の撤回について

- (1) 議案の撤回は、文書による申し出を行う。
- (2) 本会議で撤回理由を説明し、採決を経て承認を得る必要がある。

### 4 条例改正スケジュールについて

参考1：条例改正スケジュール（予定）

	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10		R8.4
9m未満 与那原	6月議会改正分 財政課・総務私学課調整		6月議会	周知期間	R7.9 条例 施行			
全体の見直し 使用料		9月議会改正分 利用者説明会・意見聴取		9月議会改正分 財政課・総務私学課調整		9月議会	周知期間	R8.4 条例 施行

参考2：6月議会での改正の概要

(現行)

単位	区分	使用料							
		5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上 8m未満	8m以上 9m未満	9m以上10m 未満	10m以上 11m未満	11m以上 12m未満
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	陸置	870円	1,030円	1,200円	1,360円	1,520円	1,690円	1,850円	2,010円
	海上係留						2,150円	2,360円	2,560円

(改正後)

単位	区分	使用料							
		5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上 8m未満	8m以上 9m未満	9m以上10m 未満	10m以上 11m未満	11m以上 12m未満
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	陸置	870円	1,030円	1,200円	1,360円	1,520円	1,690円	1,850円	2,010円
	海上係留	2,150円	2,150円	2,150円	2,150円	2,150円	2,150円	2,360円	2,560円

↑この部分に使用料設定なし

↑「9m以上10m未満」と同額(2,150円)に  
(月額・年額も同様)